

職員互助会に対する県負担金の見直しについて

1. 互助会の概要

職員の相互共済及び福利増進を目的に、「職員の共済制度に関する条例」に基づいて設置

	会 長	会員数(H24.1.31現在)
(財)県職員互助会	知 事	4,552人
(財)教職員互助会	教 育 長	10,651人
(財)警察職員互助会	県警本部長	2,432人

2. 互助会の事業

会員掛金及び県負担金により、「給付事業、貸付事業、文化厚生事業、公益事業」を実施

3. 県負担金の状況

- ・会員掛金と「1：1の割合」で支出してきた県負担金を平成17年度から各県状況等を踏まえて見直し
- ・平成23年度から廃止

	職員1人あたり県負担額/年	県負担金(決算ベース)				備 考
		計	県職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会	
16年度	40,400円	781百万円	221百万円	464百万円	96百万円	掛金と1：1
17年度	36,400円	693百万円	196百万円	411百万円	86百万円	10%
18年度	15,600円	290百万円	80百万円	173百万円	37百万円	各県状況を考慮
19年度	15,600円	248百万円	78百万円	170百万円	0	
20年度	14,800円	231百万円	72百万円	159百万円	0	5%
21年度	7,600円	116百万円	36百万円	80百万円	0	各県状況を考慮
22年度	7,600円	114百万円	35百万円	79百万円	0	
23年度	-	-	-	-	-	廃止

予算計上したが、執行せず

4. その他(公益法人改革に伴う対応)

- ・公益法人改革に伴い、平成25年11月30日までに、「公益財団(社団)法人、一般財団(社団)法人、解散(任意団体)」のいずれかを選択しなければならないが、各互助会とも平成25年4月1日に「一般財団法人」に移行の予定
- ・新法人移行時点での各互助会の資産は、基本財産も含め公益目的財産となり公益目的以外には支出できないため、「大分県」又は「類似の事業を目的としている公益法人」への寄付を検討